

## 第3回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年8月10日（火）13時30分～14時01分

2 場 所 青森県観光物産館アスパム4階 十和田

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、廣森委員、飛鳥委員、森委員  
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員  
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員、平野委員  
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝室長補佐、  
長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、定刻になりましたので、只今より「令和3年度第3回青森県地方最低賃金審議会」を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、戸沢委員が都合により欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の傍聴申し込みがありましたが、現在、会場に2名の傍聴人が入室していることをご報告いたします。

本日の審議会では、「青森県最低賃金の改正決定について」ご審議いただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

初めに、青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしました。会長であるわたくしが部会長でもありますので、森部会長代理からご報告をお願いしたいと思います。

森部会長代理 青森県最低賃金の改正決定に関する報告をいたします。当専門部会は、令和3年7月2日青森県地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について慎重に調査、審議を重ねた結果、報告書に記載しておりますが、労働者にかかる最低賃金額、1時間822円の結論に達したのでご報告いたします。

石岡会長 はい、ありがとうございます。何かご質問はございますか。

（委員から、「特になし」）

石岡会長 只今、森部会長代理からご報告がありましたとおり、29円の増額ということで822円という結論に達したわけですが、専門部会の中での労使双方のご意見は分かれておりました。最終的に採決という形をとらざるを得ませんでした。公益側として熟慮の結果、公益見解を出し採決をした結果ということでございます。

この専門部会の審議結果を本審の決定とすることについて、採決により決定をしたいと思っております。採決は、賛成、反対、保留の3つで、挙手をもって行いたいと思っております。

それでは、賛成の方、挙手をお願いします。

(公益代表委員3名、労働者代表委員5名の挙手あり)

石岡会長 はい、ありがとうございました。  
反対の方は挙手をお願いします。

(使用者側代表委員5名の挙手あり)

石岡会長 はい、ありがとうございました。  
保留の方はいらっしゃいませんね。会長であるわたくしは採決に加わらないことになっておりますので、この結果、賛成が8、反対5、保留0ということになります。

最低賃金審議会令第5条3項におきまして、「審議会の議事は、会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされておりますので、青森県最低賃金は専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

賃金室長 ありがとうございます。  
それでは、答申の案を配布させていただきます。

(会長を含め全員に、答申文の案を配布)

石岡会長 只今、事務局が配布いたしました答申文の案につきまして、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

この案につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長            それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

賃金室長            それでは、答申に移らせていただきます。

青森地方最低賃金審議会の石岡会長より、高橋青森労働局長に対して答申文を手交願います

(石岡会長が、答申文を読み上げて、高橋労働局長へ手交)

(答申文の手交後、会長を含め全員に、答申文の写しを配布)

室長補佐            答申に至った経緯等につきまして、石岡会長からお願いします。

石岡会長            答申の内容につきまして、若干、お話をさせていただきたいと思います。  
この度、青森県最低賃金を29円引き上げて、822円とすることに決定をし、答申をいたしました。

専門部会の中では、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれのご意見を伺いましたけれども、双方の主張には開きがあり、全員一致ということではできませんでした。そして、双方のご意見を踏まえ、うえで公益委員見解を出したところでございます。

公益委員見解についてご説明いたしますが、令和3年度の青森県最低賃金の改定にあたっては、5回にわたって専門部会を開催し、各種指標や最新の経済雇用状況等、地域の実情を踏まえ、適正な金額についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど十分議論を尽くしたところであります。審議においては、労働者代表委員及び使用者代表委員の主張を考慮しつつ、当専門部会として一致点を取りまとめるべく、最大限務めてきたところであります。労使双方から一定の歩み寄りはありませんでしたが、主張の隔たりは埋まらず、遺憾ながら、最終的な合意には至らなかったところであります。そこで、公益委員といたしましては、県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情等を踏まえ、またさらに、中央最低賃金審議会の答申を参考にしつつ諸般の事情を総合的に勘案して公益委員としての見解を表明することとしたものであります。そして、現行の青森県最低賃金、時間額793円を29円引き上げて822円とすることを提案したものでございます。

使用者側が主張する金額とは、隔たりのあるものとなってしまいましたけれども、青森県内の低賃金労働者の労働条件改善、地域経済の健全な発展に労使共々力を合わせて取り組んでいただきたく、本提案に関してぜひともご理解とご賛同を賜りたいと思っております。

特に、専門部会は予備日として計画しておりました本日の午前中も審議を行い5回の審議を行いました。コロナ禍という大変難しい問題がある中

で非常に厳しいものであったと思っておりますけれども、審議会の委員におかれましては、丁寧かつ真摯な議論をいただいたことにつき感謝申し上げます。

また、この結果につきましては、県民の皆様におかれましては何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

室長補佐 以上をもちまして、答申を終了させていただきます。  
続きまして、高橋局長より御礼の挨拶を申し上げます。

局長 只今、石岡会長から答申をいただきました。  
今年度の青森県最低賃金の改正につきましては、中央最低賃金審議会から目安額として過去最高の引上額 28 円が示されました。  
これを踏まえ、当審議会及び専門部会では、公労使のそれぞれのお立場から真摯な議論が展開されるなど、審議を尽くしていただきました。  
その結果として、採決という形にはなりましたが、只今、青森県最低賃金を 29 円引き上げて 1 時間 822 円とするとの答申をいただきました。例年とは異なる状況でこれまで多数の審議を重ねていただき、委員の皆様方には大変なご苦勞をおかけしたと存じます。改めて、心から御礼申し上げます。  
答申いただきました新たな青森県最低賃金につきましては、今後、異議申出期間をおきまして、改正決定の手続きを進めていくこととなります。  
そして、改正額が決定いたしましたら、まずは周知広報活動について、そして、その後の履行確保について万全を期して参りたいと思います。特に、事業主の方々に対する新たな支援策としまして、最低賃金引上げに係る雇用調整助成金の特例措置や業務改善助成金の支給要件緩和措置などについて、その周知と活用促進にも努めて参ります。  
委員の皆様におかれましては、今後とも、青森県における労働行政にご協力を賜りたくお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

賃金室長 引き続き、今後の事務手続き等についてご説明させていただきます。  
今後の手続きを経まして、改正の運びとなりましたら改正最低賃金額の周知・広報に努めるとともに、業務改善助成金等、生産性向上に伴う賃金引き上げに関する相談を受けられる働き方改革推進支援センターの活用、あらゆる機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思いますので委員の皆様にもご協力を賜りたいと存じます。  
本日の答申を受けまして、異議の申出の公示を本日 8 月 10 日から 8 月 25 日水曜日まで行うこととなります。それまでの間に異議の申出がありました場合につきましては、審議会を開催し、異議申出についてご審議い

ただくこととなります。開催日につきましては、8月26日木曜日午前10時半からを予定しております。

なお、金額の改正でございますので官報の公示が必要となります。最短で、9月6日に官報公示を行い、発行予定日は令和3年10月6日ということになります。

以上でございます。

石岡会長            ありがとうございました。  
委員の皆様方から何かございますでしょうか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長            以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。  
続きまして、産業別最低賃金について審議をいたしますが、ここで5分ほど休憩を入れたいと思います。

～休憩～

賃金室長            それでは、5分経っていないのですけれども、特に問題がないようでしたら再開してもよろしいでしょうか。

石岡会長            そうですね、よろしければ再開いたしましょうか。

(委員の間から、「異議なし」)

石岡会長            それでは、審議を再開したいと思います。  
次の議題の青森県特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出につきまして事務局から説明をお願いします。

賃金室長            産業別最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問についてでございます。詳細につきましては、諮問の後に説明をさせていただきますが、産業別最低賃金が設定されております4業種につきまして、7月16日に「申出書」の提出があり、申出の要件を満たしていることから、これを受理しておりますことをご報告いたします。

室長補佐            それではここで、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、高橋局長より石岡会長に対しまして諮問させていただきます。

(高橋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配布)

室長補佐 諮問文の写しを各委員のお手元にお配りいたしましたので、ご参照ください。

石岡会長 それでは、産業別最低賃金の改正につきまして、関連するものは一括して事務局から説明をお願いします。

賃金室長 初めに産別最賃の改正決定手続きについて説明いたします。

右肩に「産別最賃関係資料」と記載がございます資料の「資1」のフロチャートをご覧ください。1の「申出の意向表明」でスタートし、11の「効力発生前」までの主な産業別最低賃金の決定手続きの流れを記載してございます。

産業別最低賃金の決定等に関しましては、「必要性の有無」と「改定」等について、2段階にわたって審議会の調査・審議を経るということを要することになっております。

資料2が、その手続きの流れに沿って作成をさせていただいた日程等の案になります。前回の本審議会の時に提出させていただいたものから9月2日の第1回検討小委員会の日程・場所が追加されております。

第1回検討小委員会につきましては、9月2日の午前10時から場所はアスパム5階白鳥の会議室ということにさせていただきました。こちらの審議日程で確定をいただきたいというふうに思っております。

次に、次第が付いているほうの資料の3ページをご覧ください。

産業別最低賃金改正の申出状況の表でございます。鉄鋼から自動車小売業までの4業種につきまして一覧になってございます。

申出書は次のページからになりますが、すべての業種につきまして7月16日に提出をされております。申出書の審査にあたりまして、適用労働者数に対する申出労働者数につきましては、各業種とも3分の1を超えていること等、改正決定の申出のために必要な形式要件を具備していることを審査の上、正式に受理をしておりますことを改めてご報告いたします。

次に、検討小委員会と専門部会の具体的な手続きについてご説明をいたします。

初めに、検討小委員会でございますが、「産別最賃関係資料」に戻っていただいて、こちらの「資3」でございます。こちらが昨年度の検討小委員会の委員の方々の名簿でございます。検討小委員会では、「申出」と「参考人」から意見聴取をいたしますが、次のページの「資4」が昨年度の小委員会の意見聴取を行った「申出人」と「参考人」の方のお名前、所属等

でございます。

先ほど申し上げた日程表のとおり、今年は9月2日と15日に意見聴取を予定しておりますので、労使各側に置かれましては「申出人」または「参考人」を推薦いただき、できれば、今週金曜日8月13日頃までにFAX等によりご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。推薦をいただきました「申出人・参考人」様には、事務局から意見聴取メモをお送りし、今年は検討小委員会の1回目が9月2日と例年より2週間くらい早いので、いつもは今月末くらいということをお願いしておりましたが、できましたら、少し前の8月25日水曜日頃までに提出をお願いしたいというふうに考えてございます。いつもより前倒しでのお願いということになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

「産別資料」の「資5」といたしまして、昨年度の専門部会の委員名簿をお配りしております。検討小委員会の後、「必要性があり」という答申をいただいた場合には、改正決定の諮問が9月15日に行われるということになります。この諮問を受けて設置される専門部会につきまして、この部会委員の推薦準備も併せてお願ひいたします。正式には、「必要性ありの答申」を9月15日にいただいた後、委員の推薦の公示を行わせていただき、公示した旨のお知らせを関係団体に送付をさせていただくこととなります。これは、例年と同様でございますが、今年は、15日が本審議会、そして、最初の専門部会の決行が27日の予定となっております、公示をしてから推薦いただいて、専門部会の委員を任命するための日程に余裕がないため、部会委員の人選については早めにご準備いただければというふうに思ひます。

以上でございます。

石岡会長 今の点につきまして、何かご質問はございませんか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 それでは、労働局長から諮問がございましたので、例年どおり産別の検討小委員会を設けまして、必要性の有無について審議をすることといたします。

まず、検討小委員会の委員の選任を行いたいと思ひます。

公益委員につきましては、わたくし、それから森委員、飛鳥委員を指名させていただきます。

労使の代表委員についてはいかがいたしましょうか。

秋田谷委員 昨年と同じく、わたくしと赤間と野坂でお願いいたします。

石岡会長 労働者側は、秋田谷委員と赤間委員、野坂委員ですね。  
使用者側は。

小笠原委員 基本的には、5人で昨年同様交代しながら対応していきます。

石岡会長 分かりました。では、そういうことにさせていただきます。  
皆さん、よろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」)

石岡会長 ありがとうございます。  
それでは、指名された委員の方々、よろしく願いをいたします。  
そのほか、日程等について何か質問などはございますか。

小枝委員 先ほど、意見聴取の人の名簿が今週末ということですが、間違いはないで  
すか。

賃金室長 そうです。意見聴取の「申出人」をどなたにするかということに今週中  
までをお願いしたいです。

小枝委員 来週では間に合いませんか。というのは、電気の会社が今週ずっと休み  
なんです。

賃金室長 もし、ある程度決まっているというのであれば、教えていただければ意  
見書の提出について早めにお伝えできるということですので、都合がある  
ようであればご連絡いただければ調整いたしますのでよろしく願いを  
いたします。

小枝委員 分かりました。

石岡会長 ほかにはございませんでしょうか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 それから、事務局からほかに何かありますか。

賃金室長 本日は特にございません。



石岡会長

何ものなければ本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。  
どうもお疲れさまでした。